



行政相談マスコット  
キクーン

## 標準報酬月額等の決定通知の様式例が改められ、 不服申立てができることが明示されました。

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに係る厚生労働省の取組—

### 改善のきっかけとなった相談

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき事業主から被保険者に通知される「標準報酬月額等の決定通知書」には、決定に不服があれば不服申立てできることが記載されていないので、同通知書でこの旨を教示してほしい。



現在の様式では、標準報酬月額の決定に不満があっても、不服申立てできるかどうか分からない……



行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、総務省行政評価局から厚生労働省へあっせん



### 早期対応



あっせんの内容は、  
**別紙1**「あっせんのポイント」を、  
回答は、**別紙2**「措置結果の報告」を見てね！

### 厚生労働省の対応状況（令和2年12月24日回答）

- ① 日本年金機構のホームページに掲載している「健康保険・厚生年金保険標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」の「通知様式例」に、決定に不服があるときは審査請求ができる旨を追記（令和2年12月4日）

＜事業主から被保険者又は被保険者であった者への通知様式例の見直し＞

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）			氏名	例示
<input type="checkbox"/>	資格取得時の決定	令和 年 月 日	標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	定時決定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
			決定後の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	随時改定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
			改定後の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	賞与支払時の決定	令和 年 月 日	標準賞与額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	資格喪失日	令和 年 月 日		
この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。				
※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は… ・資格取得時の決定……資格取得時（入社）し被保険者となった場合 ・定時決定……毎年9月（毎年4、5、6月の報酬を基に決定） ・随時改定……報酬が大幅に変動した場合（変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定） ・賞与支払時の決定……賞与を支払った場合（賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定） ・資格喪失日……退職日の翌日				
令和 年 月 日	事業所所在地			
	事業所名称			
	事業主氏名			

決定に不服がある場合、審査請求できる旨、その期間、審査請求先等を「通知様式例」に追記

- ② ①にあわせて、同ホームページにおいて、事業主及び被保険者向けに決定に不服があるときは審査請求できる旨を周知。また、事業主宛てに「通知様式例」の活用について周知

詳細は次頁参照



被保険者にとって、どこに不服申立てしたらよいか分かりやすくなったね！



＜連絡先＞

総務省行政評価局行政相談管理官室  
電話：03-5253-5111（代表）

## <事業主及び被保険者向けの周知> (令和2年12月4日日本年金機構ホームページ掲載)

### 【事業主向け周知】

#### 被保険者への通知

##### 1. 被保険者への通知義務

事業主は、厚生労働大臣（日本年金機構）から次の決定等の通知があった場合は、その内容を速やかに被保険者または被保険者であった者に通知しなければなりません。

この通知義務に対して正当な理由なく通知しなかった場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます。

- (1) 被保険者の資格取得または喪失
- (2) 標準報酬月額等の決定または改定
- (3) 標準賞与額の決定
- (4) 適用事業所以外の事業所が認可を受けて適用事業所となったこと
- (5) 上記(4)の適用事業所が認可を受けて適用事業所以外の事業所となったこと
- (6) 適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者が認可を受けて厚生年金保険の被保険者となったこと
- (7) 上記(6)の被保険者が認可を受けて被保険者の資格を喪失したこと

##### 2. 通知様式の例

事業主が被保険者または被保険者であった者へ通知する際は任意ですが、明確かつ確実に通知するようお願いします。

また、通知の際には、決定内容に加え、通知された決定内容に不服があるときは、決定を知った日の翌日から3か月以内に審査請求ができることについても、合わせてお知らせいただくようお願いします。

文書での通知様式の例を以下にお示ししますので、ご活用ください。

[通知様式の例 \(エクセル 37KB\)](#)

決定に不服がある場合に審査請求できる旨及び改訂後の「通知様式例」を掲載

(URL:<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha2/20120330-04.html>)

### 【被保険者向け周知】

#### 事業主から標準報酬等の決定に係る通知があったとき

#### 事業主から標準報酬等の決定に係る通知があった場合について

被保険者の方の資格や標準報酬に関する届出をいただいた際には、日本年金機構から事業主の皆さまへ決定内容を通知し、事業主の皆さまから、その決定内容を被保険者の方々に通知いただくこととなっておりますので、通知を受けた際には、十分に内容をご確認いただきますようお願いいたします。

ご確認いただいた内容にご不明点などがある場合には、お勤め先の事業主またはご担当者様へお問い合わせください。

また、事業主から通知された決定内容に不服があるときは、決定を知った日の翌日から3か月以内に、文書または口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求ができることとされています。

決定に不服がある場合に審査請求できる旨、期間、審査請求先等を掲載

(URL:<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha2/20201204.html>)

## <事業主宛て改訂後の様式例の活用にかかる周知> (令和2年12月21日)

### 事業主の皆さまへ

令和2年12月号

## 日本年金機構からのお知らせ

### 被保険者の方への決定内容の通知について

被保険者の方に関する資格や標準報酬に係る届出をいただいた際には、日本年金機構から事業主の皆さまへ決定内容を通知し、事業主の皆さまから、その決定内容を被保険者の方々に通知いただいているところです。被保険者の方々への通知にあたっては、日本年金機構ホームページに掲載している通知様式(例)をご利用いただけますので、ご活用ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha2/20120330-04.html>)

(注) 日本年金機構から全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所宛てに送付する文書の一部抜粋（令和2年12月21日付け発送）



被保険者が標準報酬月額等の決定に対して不服申立てができることが徹底されるようになって安心だね！

令和 2 年 12 月 4 日

行政相談マスコット  
キクーン

## 標準報酬月額等の決定通知の様式例が改められます。 不服申立てができることが明示されます。

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善） —

総務省行政評価局は、働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るために、令和 2 年 12 月 4 日、厚生労働省に改善をあっせんしました。

このあっせんは、行政相談を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

### 行政相談の内容

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づき事業主から被保険者に通知される「標準報酬月額等の決定通知書」には、決定に不服があれば不服申立てができることが記載されていないので、同通知書でこの旨を教示してほしい。



### 判明した事実

現行法上、標準報酬月額等の決定に対する不服申立ては可能でしたが、被保険者宛ての決定通知書においては、従来、不服申立てができる旨の記述が必ずしもありませんでした。



### 行政苦情救済推進会議<sup>注</sup>の意見を踏まえ厚生労働省へあっせん

#### 《あっせんの内容》

働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 「標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」の様式例に、通知された決定に不服があるときは審査請求できる旨を追記すること。
- ② 上記の旨を事業主及び被保険者に周知すること。

注 行政相談で出てきた問題を、民間有識者の意見をいかして解決する総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）

詳しくはこちら ⇒ [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan\\_n/kujyousuisin.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html)



標準報酬月額の決定に不満なとき、  
どこに不服申立てしたらよいか  
分かりやすくなって、安心だね！

### ※詳細は次頁参照

（本件に関する連絡先）  
総務省行政評価局行政相談管理官室  
電 話：03-5253-5111（代表）



# 現行の「標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」

現在の様式では、標準報酬月額の決定に不満があっても、  
不服申立てできるかどうか、分からない・・・



<事業主から被保険者又は被保険者であった者への通知様式例>

【現在】

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）		氏名	例示	
<input type="checkbox"/>	資格取得時の決定	令和 年 月 日	標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	定時決定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
			決定後の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	随時改定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
			改定後の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	賞与支払時の決定	令和 年 月 日	標準賞与額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	資格喪失日	令和 年 月 日		

このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。

※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は・・・  
 ・資格取得時の決定・・・資格取得時（入社し被保険者となった場合）  
 ・定時決定・・・毎年9月（毎年4、5、6月の報酬を基に決定）  
 ・随時改定・・・報酬が大幅に変動した場合（変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定）  
 ・賞与支払時の決定・・・賞与を支払った場合（賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定）  
 ・資格喪失日・・・退職日の翌日

令和 年 月 日 事業所所在地  
 事業所名称  
 事業主氏名

（注）日本年金機構のHPに掲載している様式例

## 改善の方向

事業主から被保険者への「標準報酬月額の決定通知」の様式例に、審査請求できる旨を記載

あわせて、日本年金機構から、審査請求できる旨を事業主と被保険者向けに周知

【見直し（案）】

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）		氏名	例示	
<input type="checkbox"/>	資格取得時の決定	令和 年 月 日	標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	定時決定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
			決定後の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	随時改定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
			改定後の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	賞与支払時の決定	令和 年 月 日	標準賞与額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	資格喪失日	令和 年 月 日		

このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。  
 この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。

※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は・・・  
 ・資格取得時の決定・・・資格取得時（入社し被保険者となった場合）  
 ・定時決定・・・毎年9月（毎年4、5、6月の報酬を基に決定）  
 ・随時改定・・・報酬が大幅に変動した場合（変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定）  
 ・賞与支払時の決定・・・賞与を支払った場合（賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定）  
 ・資格喪失日・・・退職日の翌日

令和 年 月 日 事業所所在地  
 事業所名称  
 事業主氏名

【追記】

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。



働き方が多様化して兼業が進むと、複数の事業主から報酬をもらう人も増えてくるから、決定への不服をどこに申立てたらよいか分かりやすくなって、安心だね！

年発 1224 第 1 号  
令和 2 年 12 月 24 日

総務省行政評価局長 殿

厚生労働省年金局長  
(公印省略)

「標準報酬改定に係る決定書の教示事項について（あっせん）」  
について（回答）

令和 2 年 12 月 4 日付け総評行第 88 号について、下記のとおり回答します。

#### 記

標記あっせん内容である標準報酬改定時における被保険者への教示については、ご指摘を踏まえ、日本年金機構ホームページに掲載している「健康保険・厚生年金保険標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」の様式例に、決定に不服があるときは審査請求ができる旨を追記するとともに、同ホームページ中の事業主及び被保険者向けページにも同様の内容を追記し、令和 2 年 12 月 4 日付けで同ホームページを更新しました。

また、全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主あてに送付するお知らせ文書において、被保険者への標準報酬等の決定内容の通知に当たり、日本年金機構ホームページに掲載している上記様式例の活用について記載し、令和 2 年 12 月 21 日に発送しました。

今後とも引き続き、事業主及び被保険者への周知に努めてまいります。